



2019年7月8日

各位

会社名 株式会社オーブンドア
 代表者名 代表取締役社長 関根 大介
 (証券コード：3926 東証第一部)
 問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 秀明
 (TEL. 03-5545-7215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月15日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2019年6月26日開催の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(監査役の選任の方法)	(監査役の選任の方法)
第32条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	<u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	<u>4 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u>
(新設)	<u>5 第3項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) 第 33 条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日
定款変更の効力発生日	2019年6月26日

以 上